

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第26回）

中国における特許無効の抗弁

～中国におけるダブルトラック問題の取り扱い～

深セン市租電智能科技有限公司

上訴人（原審原告）

深セン市森樹強電子科技有限公司、深セン市優電IoT技術有限公司

被上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国における特許権侵害訴訟においては、訴訟における特許無効の抗弁は認められておらず、特許の有効性は別途国家知識産権局復審委員会に無効宣告請求を行う必要がある。

本事件においては権利無効の可能性が高い実用新型特許権に基づく訴訟が提起されたところ、広東省深セン市中級人民法院は被告の特許無効の抗弁を認め、原告の訴えを却下する判決¹を下した。

最高人民法院は、法律及び司法解釈で特許無効の抗弁が認められていないこと、特許無効の蓋然性が高いこと、当事者間で特許無効時の補償について承諾がなされていること等を総合的に判断し、訴訟却下の判断は維持しつつも、特許無効の抗弁を認めた中級人民法院判決は法律適用に誤りがあるとして取り消した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

深セン市租電智能科技有限公司（原告）は動的パスワードUSBケーブルと称する実用新型特許第201720131230.0号（対象特許）を所有している。また原告は同日に対象特許と実質的に同様の内容の動的パスワード壁充電器と称する実用新型特許第201720131124.2号（関連特許）を所有している。

(2) 訴訟の経緯

原告は、深セン市森樹強電子科技有限公司、深セン市優電IoT技術有限公司（被告）が製造販売するケーブルが対象特許の特許権を侵害するとして広東省深セン市中級人民法院に提訴した。

1 広東省深セン市中級人民法院2021年8月20日判決（2021）粵03民初372号民事

2 最高人民法院判決2022年6月22日判決（2022）最高法知民終124号